

子どもの権利条約総合研究所

いじめ等に関する 第三者機関の役割と課題

2018年度 定例研究会（公開）のお知らせ

資料代500円

※研究員（会員）は
無料

日程

2018年 7月7日（土）

時間

13:00～16:00（受付12:45～）

会場

早稲田大学文学学術院33号館16階第10会議室
（東京メトロ東西線 早稲田駅 2番出口から徒歩3分）

※どなたでもご参加いただけます。

2013年に制定されたいじめ防止対策推進法により、いじめの防止、早期発見、対処についてが規定され、いじめにより子どもが亡くなったり不登校になったりすること等が疑われる場合、これを重大事態として、学校または教育委員会に第三者機関が設置され、調査が行われるようになりました。しかし、国によって調査のガイドライン等が示されてはいるものの、学校や教育委員会の姿勢によっては、調査が不十分だったり、調査メモが隠ぺいされていた事実が明るみになるなど、対応に大きな格差が生じている状況も見られています。

そこで今回の研究会では、新潟・山形・青森など数多くの第三者機関でいじめ等の調査にあたってこられた野村武司弁護士に、ご自身の経験を踏まえて、第三者機関の役割と課題についてお話しいただきます。どうぞふるってご参加ください。

- 報告 野村 武司（東京経済大学教授、弁護士）
- コーディネーター 半田 勝久（日本体育大学准教授、世田谷区子どもの人権擁護委員）

お申込み・お問い合わせ：子どもの権利条約総合研究所・早稲田分室

TEL/FAX

03-3203-4355

メール

npo_crc@nifty.com



住所

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-24-1
早稲田大学文学学術院33号館1610研究室 開室日：毎週水曜日10:30～16:00

子どもの権利条約総合研究所ホームページ (<http://npocrc.org/>)



（日本語）<https://www.facebook.com/gricrcj/>
（English）<https://www.facebook.com/gricrc/>

